

神戸市内中小製造業の技術シーズのデータベース作成・活用業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

神戸市内中小製造業の技術シーズのデータベース作成・活用業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務の目的

本市では省力化促進補助金などにより市内企業の製品開発を支援しているが、市内中小製造業の技術情報が十分に整理されておらず、補助金採択企業の量産化支援や市内中小製造業の新分野参入に生かしきれていない課題がある。一方、市内中小製造業が保有する加工技術や設備などの技術シーズは多分野で活用可能性が高い。

そこで本業務では、市内中小製造業の技術シーズを体系的に収集・整理することで、補助金採択企業の量産化・外注先探索の円滑化や、市内中小製造業の販路拡大・新規分野参入を促進すること目的とする。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から、2027年3月31日まで

(4) 契約金額の上限

金5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。（市は受託者と協議のうえ、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。）なお、契約の締結に際し、万が一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

原則、業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別紙参照（委託契約書頭書、委託契約約款）

(4) その他

契約締結後、当該契約中の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた時には、契約の解除を行う。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 当該委託業務に関する目的の達成、計画の遂行及び業務の継続的な実施に必要な資格、組織、人員、設備等を有していること。
- (2) 企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を本市との間で直接契約等できる団体であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て又は再生手続中でないこと。
- (6) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱(平成 6 年 6 月 15 日市長決定)による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (10) この契約の履行に関し、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」(いずれも神戸市ホームページに掲載)を遵守すること。
- (11) 複数の事業者等により共同体を構成する場合、構成員のうち一社以上が上記(1)の要件を満たし、かつ、全ての構成員が(2)～(10)に掲げる要件をすべて満たしていること。
※なお、企画提案書提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認められない。
※神戸市との連絡調整は、代表者事業者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表事業者の名義で行うこと。
- (12) 受託者は、業務の再委託を行う場合は、事前に、本市に対し書面による承諾を得る必要がある。
また、再委託先を必要とする場合には可能な限り地元企業を活用するように配慮すること。

5 スケジュール

- (1) 公募要領等の公表 : 2026年2月19日(木曜)
- (2) 参加申請及び質問期限 : 2026年3月 5日(木曜) 17時まで(必着)
- (3) 質問への回答 : 2026年3月 9日(月曜)(予定)
- (4) 企画提案書の提出期限 : 2026年3月24日(火曜) 17時まで(必着)
- (5) 事業者選定委員会の開催 : 2026年3月26日(木曜)(予定)
- (6) 委託候補者の決定 : 2026年4月上旬
- (7) 契約締結 : 2026年4月中旬(予定)

6 参加申請等の手続き

(1) 公募資料の公表

①公表日

2026年2月19日（木曜）

②公表場所

神戸市ホームページに掲載（「事業者募集」のページからダウンロードが可能）

③公表資料

- ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）
- イ) 委託仕様書
- ウ) 応募様式（様式1～様式5）
- エ) 契約書案（頭書及び委託契約約款）

(2) 参加申請書の提出

①提出期限

2026年3月5日（木曜）17時まで（必着）

②提出方法

Eメールにより神戸市経済観光局工業課宛に提出。

kogyoka@city.kobe.lg.jp

③提出書類

- ア) 参加申請書（様式1）
- イ) 申請者概要書（様式2）
- ウ) 質問書（様式4）

※本業務に係る質問等に関しては、参加申請書を提出したすべての事業者に対して、2026年3月9日（月曜）までにEメールにて回答を予定している。

エ) 登記簿謄本（又は登記事項に関する全部証明）

納税証明書（国税・都道府県税・市町村税の各税目において、未納の税額がないことの証明）

神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3）

※エ) は神戸市物品等競争入札参加資格を有しない場合のみ提出すること。

7 企画提案の手続き

(1) 提出方法及び提出期限

2026年3月24日（火曜）17時まで（必着）

(2) 提出方法

Eメールにより神戸市経済観光局工業課宛に提出

kogyoka@city.kobe.lg.jp

(3) 提出書類

①見積額調書（様式5）及びその明細書（任意様式）

②企画提案書 正本 提案事業者名を記載したもの

副本 提案事業者名および類推させる記載（ロゴ・商品名等）がないもの

【形式】

様式は任意。20ページ以内（表紙・添付資料等含む）。文字サイズは12ポイント以上。

表紙をつけて、各ページの下部にページ番号を付すこと。

PDF形式で提出すること。

【内容】

別紙「神戸市内製造業の技術シーズのデータベース作成・活用業務委託仕様書」を確認のうえ、提案事業者が考える事業計画企画提案書として作成すること。
企画提案書には以下のア～カの内容について必ず記載すること。

- ア) 本業務の目的に対する提案事業者の理解及び提案内容の趣旨
- イ) 本業務の実施方法（技術シーズ収集・データベース化・ニーズ収集・ネットワーク形成活用）
- ウ) 実施スケジュール
- エ) 提案者の実施体制
- オ) 各業務を実施する外部人材（活用する場合のみ）
- カ) 仕様書記載のKPI達成のための手法

※企画提案書に記載された内容は、原則として契約の内容となるため、実現が確約されることのみ記載すること。なお、外部の活用人材については、想定段階のものを記載しても構わないが、提案の時点で先方に承諾を得たなど確約ができる者と現時点で想定段階の者との別を明記すること。契約候補者として決定した後であっても、契約段階において、提案内容から大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。

※上記項目以外についても、本業務の目的に資する事項については自由に提案すること。

8 選定方法・結果の通知・契約

事業者選定にあたっては、事業者選定委員会において、提出された企画提案書等に基づく提案説明（プレゼンテーション）の内容を評価基準に基づいて審査し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託契約候補者として決定する。

ただし、評価点の合計が6割に達していない場合は、委託契約候補者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。なお、応募事業者が多数のときには、提出された企画提案書の内容をもとに事前審査を行い、審査を通過した応募者に対してのみプレゼンテーション審査を行う。その場合、事前審査の結果については、別途通知する。

また、委託契約候補者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更の協議を含む。なお、協議が整わない場合は、選定委員会の評価点において次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。

委託契約候補者が辞退又は本公募型プロポーザル実施要領の規定に違反したこと等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(1) 事業者選定委員会（プレゼンテーション審査）

①日時：2026年3月26日（木曜）【予定】

※詳細及び日時の変更等の連絡については、参加申請者に別途通知

②場所：三宮ビル東館（神戸市中央区御幸通6-1-12）

③内容：企画提案書によるプレゼンテーション（説明は15～20分程度、質疑応答は別途）

※対面による審査会を予定しているが、実施方法を変更する場合は、事前連絡するものとする。

※説明は本業務の責任者又はこれに準ずる者が行うこと。

※選定委員会への参加人数は1団体につき4名までとする。

※説明の際は、審査会場に用意するモニター（HDMI接続端子）に投影すること。

※事前に提出のあった企画提案書により説明を行うこと。

④選定基準：別添「選定基準」のとおり

(2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- ①他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ②委託候補選定終了までの間に、他の応募者に対し企画提案の内容を意図的に開示すること
- ③提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ④その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと
- ⑤企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- ⑥見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき

(3) 選定結果の通知・公表

- ①選定結果は、決定後速やかに全ての応募者に通知し、その後、本市ホームページで公表する。
- ②応募者は審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日等を除く。）以内に、委託事業者に選定されなかった理由について、書面により説明を求めることができる。この場合、説明請求は、「10 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に送付すること。様式は問わない。本市は、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として 10 日（休日等を除く。）以内に電子メールにて回答する。理由の説明については、原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

9 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず、返却しない。
- (3) 提出された提案書は、本市が提出者に無断で目的外に使用することはない。
- (4) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が負う。
- (5) 提出後の記載内容の変更や 2 通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

10 問い合わせ先

神戸市経済観光局工業課 担当：正木・山口

電話：078-984-0340

メールアドレス：kogyoka@city.kobe.lg.jp

神戸市内中小製造業の技術シーズのデータベース作成・活用業務 選定基準

1. 算出方法について

見積額に基づく価格点と事業者選定委員会で審査される内容点をそれぞれ算出

$$\text{評価点 (100点)} = \text{内容点 (80点)} + \text{価格点 (10点)} + \text{地元企業の得点 (10点)}$$

2. 内容点について

内容点は、総合得点100点のうち80点満点とし、下記項目の審査を行う。

審査項目	内 容	配点
企画内容 (妥当性・有効性)	(1) データの収集について <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を理解しているか。 ・技術シーズ収集の実施計画が現実的で妥当な内容か。 ・収集する情報の選定が妥当で活用可能性が高いか。 ・データ整理、データベース化の方法が適切か。 	40点
	(2) ネットワーク形成・活用について <ul style="list-style-type: none"> ・市内企業への情報提供、ネットワーク形成の方法は効果的か。 (補助金採択企業の量産化支援に資するか、市内中小製造業の販路拡大に繋がるかなど) 	10点
実現可能性 (体制・実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人員配置や体制が整っているか。 ・同様事業の実績、知見を有しているか。 ・KPI達成に向けた具体的手法が示されているか。 	30点
内容点合計		80点

3. 価格点について

価格点は、総合点100点満点のうち10点満点とし、以下の式によって事務局が算出する。なお、小数点以下第1位を四捨五入した価格点を算出する。

$$\text{価格点 (10点満点)} = 10 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$$

4. 地元企業に対する優先的扱いについて

①地元企業（提案者の本社所在地が神戸市内）の場合 10点

②準地元企業（本社が市内ないが、支店等が市内にある）の場合 5点

※共同企業体で参加する場合は、構成員となる企業すべての本社所在地にて判断をし、その平均

点（小数点以下第1位は四捨五入）を加算する。

例) 地元企業×地元企業 → (10点+10点) / 2 = 10点

地元企業×準地元企業 → (10点+ 5点) / 2 = 8点

準地元企業×市外企業 → (5点+ 0点) / 2= 3点